

## 私たちの生活と地球温暖化

## 第6回 危ないぞ!「熱中症」温暖化でまだまだ油断は禁物

総務省消防庁資料によると、2019年全国の熱中症による救急搬送は、8月が一番多く36,755人、2番目が7月の16,431人で、これに次いで9月は9,532人となっています。



9月は夏の疲れが蓄積して体力が弱っていますので、日中だけではなく夜間も含め十分に注意してください。



高齢者は、①体温調整機能の低下、②体内水分量と水分摂取量の減少、③気温に対する感覚機能の低下、④体力の低下や持病がある、などにより熱中症にかかると重症化することが多いので、周囲の方も注意を払いましょう。

発生場所別にみると、住居（屋内）が最も多く27,500人（38.6%）、次いで道路11,137人（15.6%）、公衆（屋外）8,944人（12.5%）、仕事場7,403人（10.4%）の順となっています。

熊本県地球温暖化防止活動推進センター(NPO法人くまもと温暖化対策センター) ☎096-273-9034



# 税だより

を税率ごとに把握し、区分して帳簿に記載(区分経理)しておく必要があります。

区分経理・記帳、申告書の作成方法等に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

なお、ご不明な点は、専用ダイヤル 0120-205-553、または最寄りの税務署にお尋ねください。

# 農地を転用する場合には許可が必要です

農地を転用する場合には農地法に基づく許可が必要です。しかし、許可を受けないで行なう、いわゆる「無断転用」があとを絶ちません。農地所有者をはじめ、開発に携わる人も農地転用許可制度を理解し、法令遵守に努めましょう。



### ◎農地転用許可制度の目的

農地法に基づく農地転用許可制度は、食料供給の基盤である優良農地の確保と、計画的な土地利用を確保することを目的としています。

### ◎ 農地転用とは

農地を住宅などの建物敷地、資材置き場、駐車場、山林、太陽光パネルなど、農地以外の用地に変更することです。また、農業用施設の建設や農道・水路などに利用する場合や、一時的に資材置き場などに利用する場合も農地転用になります。

※農業用施設の建設や農道の設置などは許可が不要な場合でも、届け出は必要です。

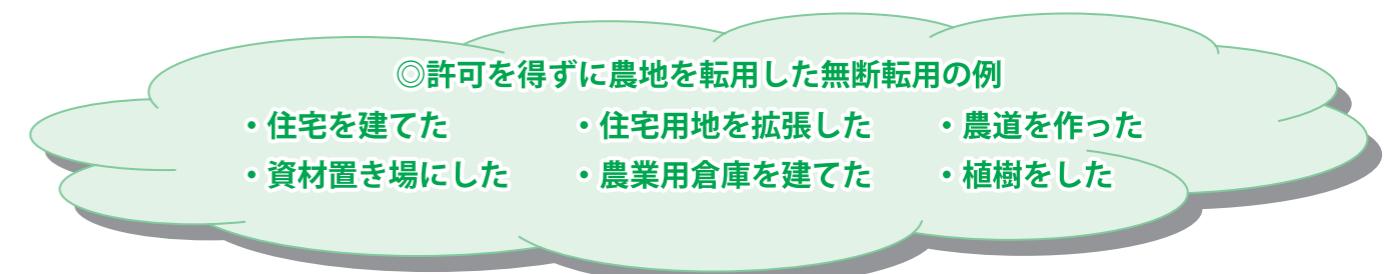
### ◎手手続きの種類

自分が所有する農地の転用	転用を目的とした農地の売買・貸借
農地法第4条 許可	農地法第5条 許可

→ 許可を受け、農地転用を実施した後には、法務局で地目変更登記を行ってください。

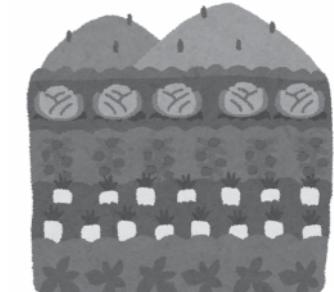
### ◎転用許可をすることが出来ない場合

その農地の営農条件や優良性、周辺地域の土地利用状況などの理由により許可ができない場合がありますので、詳しくは農業委員会にお尋ねください。



### ◎無断転用した場合の罰則

許可なく農地を転用した場合は、工事の中止や原状回復などの命令がされるほか、場合によっては、3年以下の懲役または300万以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）が課せられます。



◎無断転用をしている人は、改めない限り、農地法の許可を受けることができなくなります。